

■教育行政のポイント

給特法改正案が修正を経て可決成立

小川 正人

教職調整額の増額や、教委に対する「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下、実施計画)の策定・公表の義務付け、主務教諭や学級担任手当の創設等を盛り込んだ、給特法改正案と関連法案が可決成立した(2025年6月11日)。

国会では、取組に実効性を担保させることを目的として、附則に、時間外在校等時間を2029年度までに月30時間程度に削減することを目標とし、そのために教員一人あたりの担当授業時数の削減、教育課程編成の在り方の検討、教職員定数標準法の改訂、学校教育活動を支援する人材の増員、不当な要求等を行う保護者等への対応支援、部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的援助、公立中学校の35人学級の実現等の必要な措置を講ずることを明記する修正を行った。同時に、時間外在校等時間記録の改ざんや持ち帰り業務の増加を防ぐことを始め、メンタルヘルス対策や学校の安全衛生管理の取組など、広範囲にわたる附帯決議(衆議院17項目、参議院21項目)も可決された。

改正法の評価

改正法の背景には、この間の業務削減と在校等時間縮減の取組が大きな成果をあげられなかったことがある。そのため、改めて、教委に実施計画の策定と公表を義務付けて法的責務をさらに強めた。

事実、取組の進捗状況は自治体間で差があり、とくに市町村教委には課題が多い。文科省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(2024年12月)でも、所管学校の在校等時間を公表している割合が都道府県・政令市が85%であるのに対し、市町村は23%に留まっている。また、在校等時間縮減の取組を公表している割合でも都道府県87%、政令市90%であるが、市町村は24%である。

改正法により、実施計画の策定・公表に加え総合

教育会議に諮ることや学校運営協議会の承認事項とすることで、自治体全体で取り組む体制整備が図られ、取組が加速化していくことが期待される。

教職調整額の増額は、年1%ずつの引き上げということでインパクトに欠ける面はあるが、人材確保法の趣旨が形骸化されている今日、10%への引き上げはボーナス・退職金に反映されることも考えると大幅な処遇改善となる。国会審議では、数年後に取組状況を検証して10%実現の前倒しを図る可能性はないのかという質問もあったが、文科省からは検討課題とする旨の回答があった。今後の動向を注視したい。

懸念される課題

懸念される課題も多い。教委に実施計画の策定・公表が義務付けられたが、依然としてその違反や上限超えに対する罰則等はなく、実効性があがるかどうかは疑問もある。また、時間外在校等時間を月30時間程度に抑制することだけが目標として強調されると、勤務時間記録の改ざんや学校での仕事を制限して持ち帰り業務を増やすのではないのかという懸念もある。国は教委、学校に対してそうした事態が生じないようにしっかり指導していくことが重要である。

そもそも、この間の働き方改革において、多くの学校では自分たちでできる範囲の可能な業務削減と時間外在校等時間縮減の様々な取組を現有スタッフで進めてきた。それでも期待されるほどに成果が上がらず自治体間で差が生じているのは、とくに効果があるとされる業務の他専門・支援スタッフへの移行・移管が人材・財源の不足で十分にできていないためでもある。国会の附帯決議でも強調されているように、時間外在校等時間の月30時間程度までの縮減目標には、そうした国の財政出動が欠かせないことを再確認する必要がある。

(おがわ・まさひと＝東京大学名誉教授)

マップ&シートで速攻理解！

最新の教育改革 2025-2026

金子一彦【編集】 B5判／定価 2,640 円

■本の詳細の確認およびご注文は、右QRコードより小社ホームページをご利用ください。

